

第6回：第6章（利益の処分）第7章（資産の評価）

今日のテーマ

- ① 利益と損失の処理（設例のみ確認）
- ② 資産について
静態論・動態論については第3章を参照
- ③ 資産の評価基準
原価基準・時価基準・低下基準・割引価値
- ④ 貨幣性資産の評価
- ⑤ 有価証券の評価

① 利益と損失の処理（設例のみ確認）

会社法施工前では、P C会計での決算時の処理は以下のようなものでした

当期純利益（P L）1,000／当期末処分利益（B S）1,000

前期繰越利益（B S）10,000／当期末処分利益（B S）10,000

この結果、翌期に繰り越すと、当期末処分利益 11,000 が前期末処分利益 11,000 に振り替わる。その未処分利益を株主総会の利益処分で処分を行う。こんな感じだったと思います。

ところが会社法施工後は、このような処理をせずに当期純利益が自動的に繰越利益剰余金に振り替わるようになりました。

現行の繰越利益剰余金の流れは以下の通りです（テキストよりも簡便に記しています）

期首	株主総会（配当）	期末	期首
100,000	△25,000	40,000	115,000

社外分配項目と社内留保項目は純資産のところで述べたいと思います

では、設例 6-1、6-2 を行います

② 資産について

静態論・動態論については第 3 章を参照

換金可能価値説→静態論

前払費用説→動態論

潜在的用役提供能力説→概念フレームワーク（資産負債 A P）

③ 資産の評価基準

★原価基準（過去基準）

→取得原価主義（貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない）

棚卸資産・固定資産で適用（費用配分手続きで当期の費用と次期以降の費用に配分される）

※客観性および適正な期間損益が根拠ではある。したがって、未費消額である資産の価額に現在価値は認められない。

★時価基準（現在基準）

→評価時の市場価格

販売市場・・・正味売却可能価額

購買市場・・・再調達原価

売買目的有価証券・その他有価証券

★低下基準

→棚卸資産の会計基準で強制適用

商品評価損の考え方が書ければ十分

★割引価値（将来基準）

→将来CFの見積額を割引率によって測定時点まで割り引いた測定値

誰の視点から見積もるのか

所有者の視点で考えてみよう

所有者：使用価値（市場価格+のれん）

使用価値に用いる割引率は資本コスト

④ 貨幣性資産の評価

現金預金→外貨の場合は換算額

売上債権→（債権額－回収額－貸倒見積額）÷回収可能価額

貸倒見積高の算定

→一般債権（貸倒実績率）

貸倒懸念債権（財務内容評価法・CF見積法）

破産更生債権（財務内容評価法）

⑤ 有価証券の評価

日商簿記2級でも学んでいる方は多いと思います。

B/S面、P/L面から次ページの表をしっかりと理解レベルに落とし込んでください。

	B/S 評価額	評価差額の処理と表示科目	表示科目
売買目的有価証券	時 価	P/L 「有価証券評価損益」 or 「有価証券運用損益」 (洗替方式 or 切放方式) ∴売却に事業遂行上の制約がないと認められるから	「有価証券」
満期保有目的債権	償却原価 or 取得原価	→金利調整差額あり <u>原則</u> ：利息法 (利払日償却) <u>容認</u> ：定額法 (決算日償却) ∴満期まで保有するので、満期までの時価変動リスクを考慮する必要がないから	<u>1年基準</u> 「投資有価証券」 or 「有価証券」
子会社株式及び 関連会社株式	取得原価	∴事業投資であり、時価変動リスクを考慮する必要がないから	「関係会社株式」
その他有価証券	時 価	<u>原則</u> ：全部純資産直入法 <u>容認</u> ：部分純資産直入法 (洗替方式) ∴時価の変動は投資者にとって有用な情報であり、国際的超過の観点からも有用性が認められるから	<u>1年基準</u> 「投資有価証券」 or 「有価証券」
親会社株式	時 価	売買目的⇒評価 (運用) 損益 その他⇒評価差額 ∴満期保有・関連会社株式でないから	<u>1年基準</u> 「親会社株式」

※親会社株式はほとんど出題されません

※部分純資産直入法は金融商品基準前の低価法 (保守主義) の流れ

※投資家の意思決定の観点から、評価方法の違いを意識してみてください

<設例 7-3>を説明します

有価証券は、保有目的の意味（意図）を意識すると、B/S 価額と評価差額の意味が理解しやすくなります。では、保有目的を考えてみましょう。

売買目的有価証券	時価の変動が目的 (売却益が目的)
満期保有目的債権	満期まで所有する意図をもって保有する目的 (金利と元本の回収が目的)
子会社株式 関連会社株式	支配や影響力の行使が目的
その他有価証券	上記以外の目的（持合い株式など）

2.減損処理

(強制評価減：時価のある有価証券≒上場株式)

- ①売買目的有価証券は対象外
- ②時価が著しく下落した場合

試験では 50%以上の下落

回復する見込みがあると認められる場合を除く (ない or 不明)

※回復とは 100%まで回復とされている (実務)

- ③会計処理

特別損失・切放法 (その他有価証券も切放)

(実価法：時価のない有価証券≒非上場株式)

- ①実質価額の著しい定価 (50%以上) 回復の見込みは検討しようがないのではない
(時価評価後の純資産) × 持ち株比率

<マトメ>

計算問題

過去問では第5問で貸倒引当金と有価証券評価が問われています
それぞれ2問ずつ藤沢が解説します

<12回>

前 T/B 貸付金→800

貸付金の全額が破産更生債権に分類された。この債権について設定されている担保の処分見積額は300千円である。なお、使用する勘定は、便宜上、貸倒引当金勘定と貸倒引当金繰入額勘定を用いること。

<13,15,16回>

前 T/B その他有価証券 1,000

その他有価証券の期末の時価は1,200千円である。税率を40%として税効果会計を適用する。

前 T/B : 有価証券 1,000

有価証券はすべてその他有価証券であり、期末の時価は1,200千円である。税率を40%として税効果会計を適用する。

前 T/B : 売買目的有価証券 1,000

売買目的有価証券の期末の時価は1,200千円である。

第7回：第7章（資産の評価2）

- ① 棚卸資産の評価
- ② 固定資産の評価
- ③ 繰延資産の評価

<マトメ>